

<<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認下さい>>

6項

第 139 号

特別セクション 297D

政府官報

2022 年 12 月 21 日

工業省告示（仮訳）

件名； 有害物質リスト（第7版）

仏歴 2565 年（西暦 2022 年）

有害物質法（仏歴 2535 年[西暦 1992 年]版）の、第 5 条及び第 18 条の規定に基づき、工業省大臣は有害物質委員会の意見を踏まえて、以下のように告示する。

条項 1； B.E. 2556 工業省告示[件名: 有害物質名リスト（仏歴 2556 年版）__西暦 2013 年 8 月 28 日付け]に添付されている有害物質名リストにある有害物質に関する表を廃止する。今後、代わりに本告示に添付されている有害物質名リストに沿った表を使用する。

- 1.1 項；食品医薬品局が担当するリスト 4 内の、規制物質名表 4.1 は以下の物とする。
No.18 クリミジン(crimidine)、No.31 クロロファシノン(chlorophacinone)、No.39 クマテトラリル (coumatetralyl)、 No.41 クマフリル (coumafuryl)、 No.47 コレカルシフェロール (cholecalciferol) 、 No.51 リン化亜鉛(zinc phosphide)、 No.52 シロシド(scilliroside)、 No.74 ジファシノン (diphacinone)、 No.75 ディフェナクム (difenacoum)、 No.94 ノルボルマイド(norbormide)、 No.109 炭酸バリウム (barium carbonate)、 No. 110 ブロディファクム(brodifacoum)、 No.111 ブロマジオロン(bromadiolone)、 No.137 フルオロアセトアミド (fluoroacetamide)、 No.138 フルオロ酢酸ナトリウム (fluoroacetate sodium)、 No.152 フロクマフェン (flocoumafen) 、 No.168 レッドスクイル(red squill)、 No.173 ワルファリン (warfarin)、 No.189 α -クロロヒドリン (α -chlorohydrin)、 No.208 エルゴカルシフェロール (ergocalciferol) 及び No.209 ANTU (ANTU) 又は 1-ナフチルチオ尿素 (1-naphthylthiourea)
- 1.2 項；食品医薬品局が担当するリスト 4 内の、規制物質名表 4.2 は以下の物とする。
No.3 フルオロ酢酸及びその酸の塩 (fluoroacetic acid and its salts)
- 1.3 項；食品医薬品局が担当するリスト 4 内の、規制製品名表 4.3 は以下の物とする。
No. 1 鼠類の駆除を目的として家庭又は公衆衛生で使用される製品、及び No.4 洗濯、水泳プールの殺菌又は消臭を目的として、家庭又は公衆衛生で使用される製品。

1.4 項；工業省工場局が担当するリスト 5 内の、規制物質名表 5.1 は以下の物とする。
No.202 トリエタノールアミン (triethanolamine) 及び No.247 ベンジルシアニド (benzyl cyanide)。

条項 2； B.E. 2556 工業省告示[件名: 有害物質名リスト (仏歴 2556 年版) _西暦 2013 年 8 月 28 日付け]に添付されている有害物質名表に、本告示に添付されている有害物質名表を追加する。これは、以下の有害物質について、B.E. 2563 工業省告示[件名: 有害物質名リスト (第 6 版) _西暦 2020 年 5 月 15 日付け]に最終的に追加・修正されたものである。

2.1 項；畜産振興局が担当するリスト 3 内の、規制物質表 3.1 中に、No.24 クロロピリホス (chloropyrifos)。

2.2 項；工場局が担当リスト 5 内の、規制物質名表 5.1 中に、No.526 パーフルオロオクタン酸 (perfluorooctanoic acid)、 No.527 ペルフルオロオクタン酸アンモニウム (ammonium perfluorooctanoate)、 No.528 パーフルオロオクタン酸ナトリウム (sodium perfluorooctanoate) No.529 パーフルオロオクタン酸カリウム (potassium perfluorooctanoate)、 No.530 パーフルオロオクタン酸銀 (silver perfluorooctanoate)、 No.531 パーフルオロオクタノイルフルオライド (perfluorooctanoyl fluoride)、 No.532 パーフルオロオクタン酸メチル (methyl perfluorooctanoate) 、 No.533 パーフルオロオクタン酸エチル (ethyl perfluorooctanoate)、 以上は第 3 種有害物質
<注；上記 No.526~533 は使用条件に制限が付加されており (半導体製造用途等)、その使用条件下では第 3 種有害物質に分類される>

No.534 パーフルオロオクタン酸 (perfluorooctanoic acid) No.535 パーフルオロオクタン酸アンモニウム (ammonium perfluorooctanoate) No.536 パーフルオロオクタン酸ナトリウム (sodium perfluorooctanoate) No.537 パーフルオロオクタン酸カリウム (potassium perfluorooctanoate) No.538 パーフルオロオクタン酸銀 (silver perfluorooctanoate) No.539 パーフルオロオクタノイルフルオライド (perfluorooctanoyl fluoride) No.540 パーフルオロオクタン酸メチル (methyl perfluorooctanoate) と No.541 パーフルオロオクタン酸エチル (ethyl perfluorooctanoate)、 以上は第 4 種有害物質

<注；上記 No.534~541 は、第 3 種に分類される使用条件を満たさない場合に第 4 種になる>

条項 3； この告示の発効日前に実施されていた告示に従って取り扱っていた第 3 種有害物質の生産者、輸入業者、輸出業者及び所有者は、この告示の発効日から 30 日以内に許可申請書を提出すること。また、何れかの有害物質の登録が必要な場合は、上記の期間内に登録申請書を提出しなければならない。

この告示の発効日前に実施されていた告示に従って取り扱っていた第 4 種有害物質の生産者、輸入業者、輸出業者及び所有者は、この告示の発効日から 180 日以内

に担当官の命令に従うこと。

条項4； 本告示は、政府官報に掲載された日の翌日から施行する。

告示日； 仏歴 2565 年（西暦 2022 年）11 月 1 日

工業省大臣

Suriya Chungrungrangkit